

# 子どもがいる共働き夫婦の家事・育児等に関する役割分担に年代や妻の就業形態による違いがあるか

## 第48回『勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート(勤労者短観)』調査結果より

連合総研主任研究員 千谷 真美子

今月号の特集<sup>1</sup>では、男女雇用機会均等法制定後40年経ち、その間育児・介護休業法、女性活躍推進法等を含め法制度がかなり整ったにもかかわらず、依然として男女間の賃金格差や女性の管理職比率が低い等日本のジェンダー・ギャップが解消しない背景に、家族的責任が女性に極端に偏っていることがあることが浮き彫りになった。

6年ぶりに「ワークライフバランスについての意識と実態」を調査テーマとして設定した連合総研が昨年10月に実施した第48回『勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート(勤労者短観)』(n=4190)<sup>2</sup>でも、有配偶者における家事・育児に関する頻度の実態について、労働時間にかかわらず男性の家事・育児頻度が低いことが明らかにされた。本報告では、この調査結果をもとに、年代や妻の就業形態によって子どもがいる共働き夫婦の家事・育児等に関する役割分担に違いがあるかについての詳細を分析する<sup>3</sup>。なお、

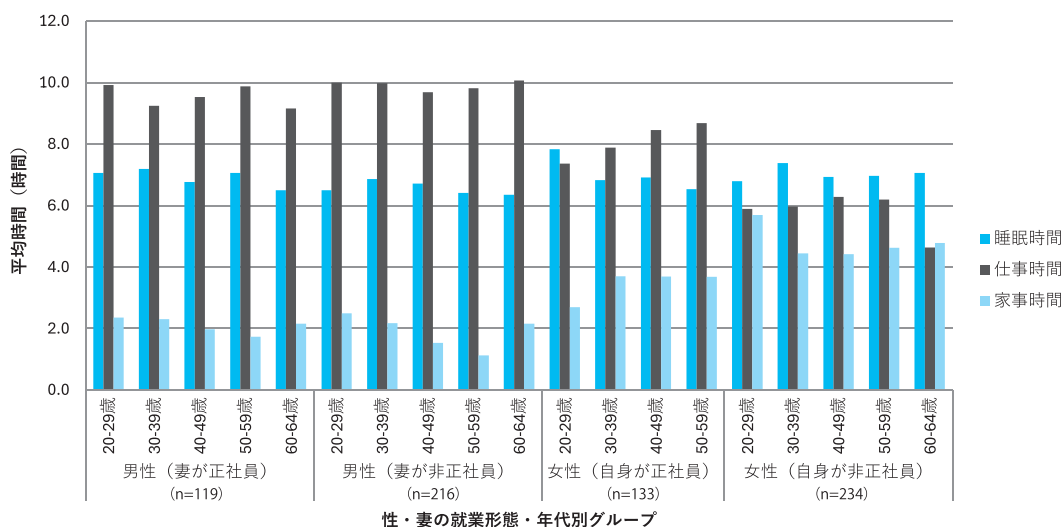
いずれの分析結果も、20-29歳男性と60-64歳男性、60-64歳女性はサンプル数が非常に少ない<sup>4</sup>ため、その結果には留意が必要である。

### I 生計同一の子どもがいる共働き夫婦の勤務日における平均的な時間配分

生計同一の子ども<sup>5</sup>がいる共働き夫婦の勤務日における平均的な睡眠時間、仕事時間<sup>6</sup>、家事時間<sup>7</sup>について、年代ごとの平均値を性、妻の就業形態別に算出したのが図表Iである。

この結果を見ると、妻の就業形態にかかわらず、男性は仕事時間の平均値が9~10時間と長い一方で、家事時間は2時間前後とかなり少なくなっており、特に50-59歳では妻が正社員の場合であっても家事時間

図表I 子どもがいる共働き夫婦の勤務日の時間配分(平均値)(性・妻の就業形態・年代別)



(備考)時間については各区分間の中間値を用いて換算した上で、特定の時間帯ごとの平均値を該当時間帯にいる人の割合を重みとして考慮し、加重平均を求めた。

(出所)第48回勤労者短観の調査結果より、著者作成

が1.7時間、非正社員の場合には1.1時間と非常に少ない。ただし、決して多くはないものの、20-59歳では妻の就業形態にかかわらず、若くなるほど家事時間が増えること及び妻が正社員である30-39歳男性では仕事時間が9.3時間と他のグループと比較すると少なくなっていることは注目に値する。

次に、女性について見てみると、正社員女性の仕事時間は8時間前後と正社員男性より1時間ほど少ないが、家事時間は30~59歳のいずれの年代においても3.7時間となっており、仕事時間を削減した分以上の家事負担を正社員女性が担っていることが見てとれる。非正社員女性については、仕事時間が6時間前後に減少する一方で家事時間が4~5時間と長くなっている。

なお、睡眠時間については、正社員夫婦では男女ともほぼ同程度であるが、妻が非正社員の夫婦においては、男性の睡眠時間の方が女性の睡眠時間よりも0.5時間ほど少なくなっており、妻が非正社員の男性は、相対的に仕事の負担が重く、家事時間を確保できない

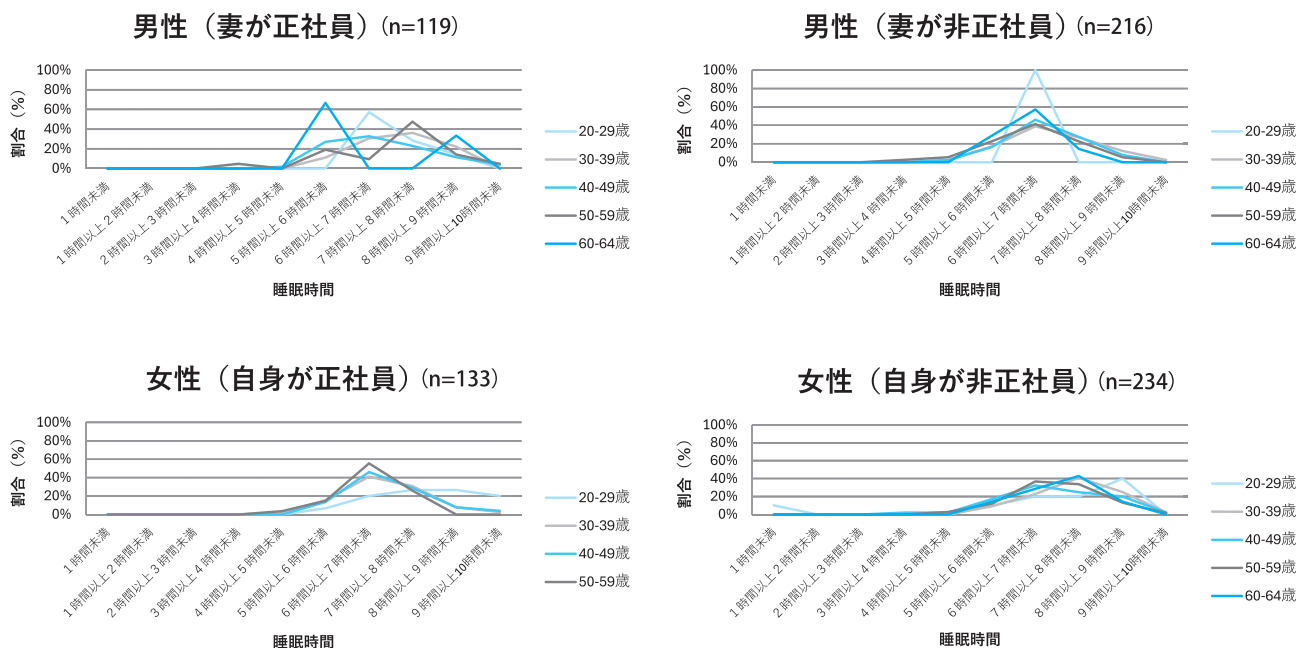
状況となっていることが示唆される。

続いて、同じ調査結果を用いて、性、妻の就業形態別に、勤務日の平均的な睡眠時間、仕事時間、家事時間の年代別の分布を表したのが図表2~図表4である。

### (1) 睡眠時間について

睡眠時間については、男性(妻が非正社員)及び女性(自身が正社員)については年代による偏りが少なく、6時間以上7時間未満の睡眠時間を確保している人の割合が高くなっている。また、女性(自身が非正社員)では7時間以上8時間未満の人の割合が高くなり、睡眠時間をより確保できている人が増える傾向にある。一方で、男性(妻が正社員)では、サンプル数が少ない20-29歳及び60-64歳を考慮しなかったとしても、睡眠時間にばらつきがあり、30-39歳及び50-59歳では7時間以上8時間未満の割合が高くなる一方で40-49歳では5時間以上6時間未満と睡眠時間が短い人の割合が多くなっている。

図表2 勤務日の平均的な睡眠時間の年代別割合(性別、妻の就業形態別)



(出所)第48回勤労者短観の調査結果より、著者作成

### (2) 仕事時間について

男性(妻が正社員)では、8時間以上9時間未満の人の割合が多く、特に30-39歳では過半数を超える52.8%が9時間未満となっている一方で、40-49歳の30.8%、50-59歳の47.6%が10時間以上の長時間労働を行っており、二極化が進んでいる。これに対し、男性(妻が非正社員)では、年代にかかわらず、10時間以上の

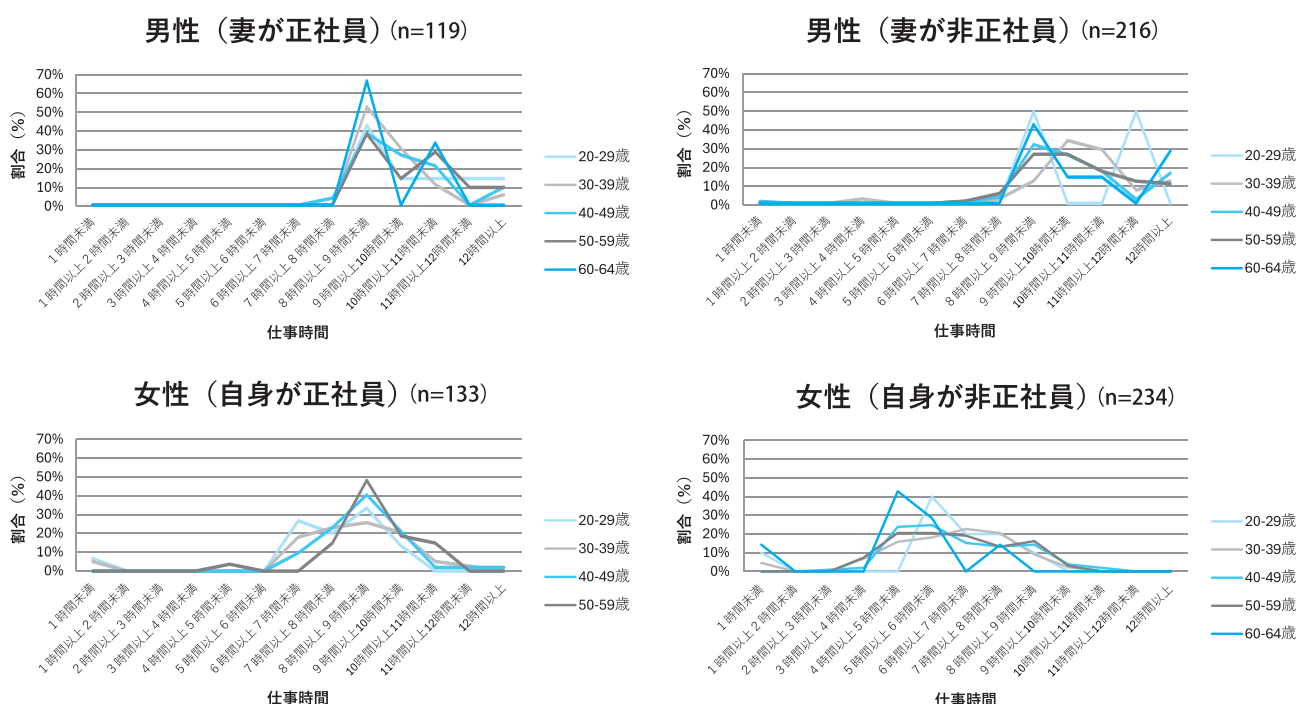
長時間労働を行っている人が多い。特に、30-39歳においては、10時間以上の長時間労働を行っている人の割合が48.8%、9時間未満の人の割合が17.1%と、長時間労働を行っている人の割合が特に多くなっており、過半数を超える人が9時間未満となっている男性(妻が正社員)との差が大きい。

続いて、女性について見てみると、女性(自身が

正社員)では、9時間未満の人の割合が30-39歳で71.8%、40-49歳で73.1%となっている。特に、30-39歳の41.0%、40-49歳の32.7%が6時間以上8時間未満となっており、育児短時間勤務制度<sup>8</sup>を利用している正社員女性が多いことが推察される。なお、女性(自身が正社員)のうち仕事時間が6時間未満の人の割合は30-39歳で5.1%、40-49歳で0.0%、50-59歳で3.7%と極めて少ないのに対し、女性(自身が非正社員)では30-39歳で45.5%、40-49歳で51.4%、50-59歳で48.5%と約半数に及んでいることから、希望する労働時間

が法律上義務付けられている6時間よりも更に少ない女性が非正社員を選択している可能性が示唆される。また、非正社員女性のうち4時間以上6時間未満となっている人の割合は30-39歳で34.1%、40-49歳で48.6%、50-59歳で41.2%となっており、多くの非正社員女性がこの範囲で働いていることをかんがみれば、1日の所定労働時間を4時間まで短縮することができれば非正社員となることを選択した育児中の女性の多くが正社員として勤務し続ける選択をする可能性があることも指摘しておきたい。

図表3 勤務日の平均的な仕事時間の年代別割合(性別、妻の就業形態別)



(出所)第48回勤労者短観の調査結果より、著者作成

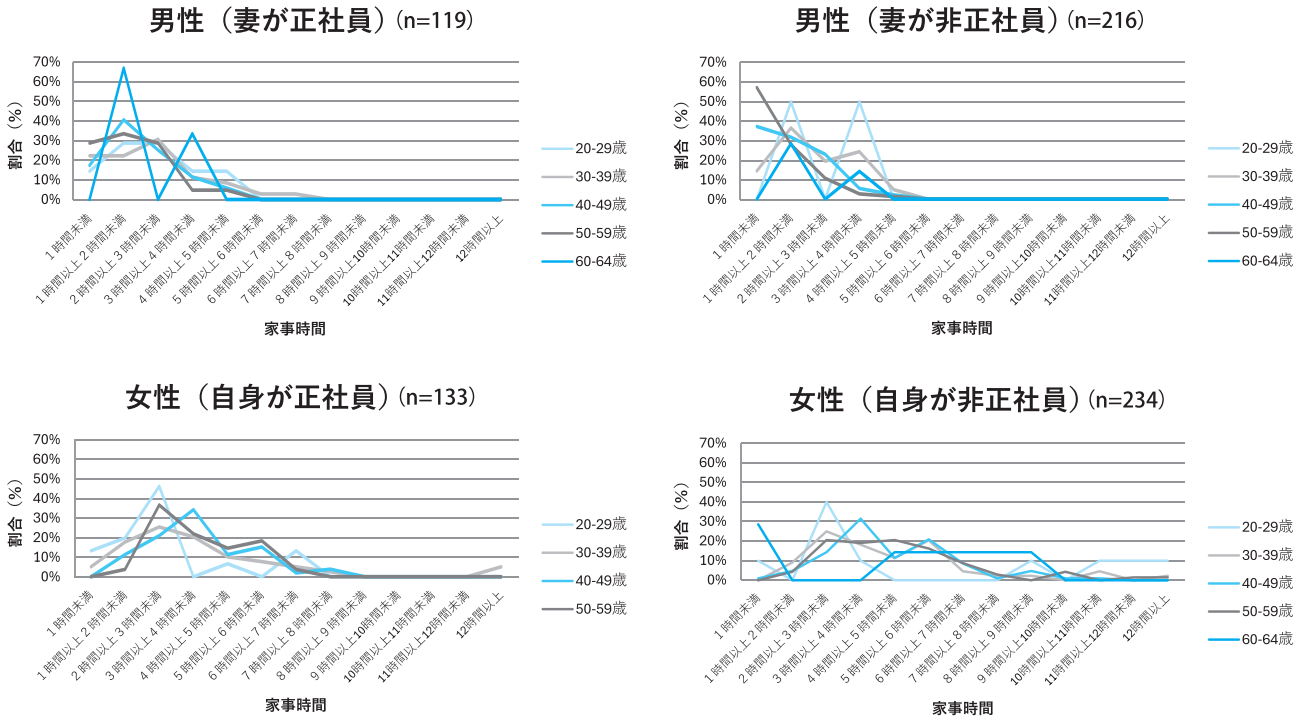
### (3)家事時間について

男性について、家事時間2時間未満の人の割合を見てみると、男性(妻が正社員)では30-39歳で44.4%、40-49歳で57.7%、50-59歳で61.9%、男性(妻が非正社員)では30-39歳で51.2%、40-49歳で69.2%、50-59歳で85.3%となっており、年代が上がるごとにその割合が高まるとともに、どの年代においても男性(妻が非正社員)の方が男性(妻が正社員)よりも割合が高くなっている。

一方、女性について見てみると、女性(自身が正社員)の30-39歳の30.8%、40-49歳の32.7%、50-59歳の37.0%の人が家事時間4時間以上、30-39歳の51.3%、40-49歳の67.3%、50-59歳の59.3%が家事時間3時間以上となっており、女性の場合は自身が正社員であっ

たとしても男性と比較して家事・育児の負担が重いことが分かる。女性(自身が非正社員)では、家事時間が更に長くなっており、30-39歳の47.7%、40-49歳の48.6%、50-59歳の55.9%の人が家事時間4時間以上、30-39歳の65.9%、40-49歳の80.0%、50-59歳の75.0%が家事時間3時間以上となっている。なお、女性(自身が正社員)の場合は、家事時間が2時間以上4時間未満に集中している一方で、女性(自身が非正社員)の場合には、ばらつきが見られるが、これは女性(自身が正社員)の場合には平均して8時間前後の仕事をしていることから家事を行うことができる時間に限りがある一方で、女性(自身が非正社員)の場合には、仕事の時間を減らすことで家事の時間を増やすことが可能であるからであると考えられる。

図表4 勤務日の平均的な家事時間の年代別割合（性、妻の就業形態別）



（出所）第48回勤労者短観の調査結果より、著者作成

#### （4）小括

(1)～(3)の結果をまとめると、性別役割分担意識が弱い人が増えてきている30-39歳<sup>9</sup>においても、夫の仕事時間が9時間未満である場合には妻が正社員を続けつつ夫よりも1～2時間程度仕事時間を少なくして家事時間を確保することで家庭を維持することが可能であるが、夫の仕事時間が10時間を超えてくると夫が家事時間を捻出することが困難となる結果、妻が仕事時間をコントロールしやすい非正社員となり家事時間を確保する選択を行う家庭が増えている可能性が示唆される。

今回の調査結果からは、勤務がある日において多くの家庭では夫婦合算して概ね6時間程度を家事に費やしているであろうことも明らかとなっているが、その負担が女性に偏ることで、仮にその選択が自発的なものであったとしても、結果的に当該女性が長期にわたって育児短時間勤務制度を利用したり、非正社員を選択したりせざるを得ない状況となり、家事責任を負わない労働者と同等の仕事上の成果を出すことが困難となって、長期的なキャリア形成に支障を生じさせている可能性があることが分かる。特に非正社員となった場合は、現代の日本ではいったん非正社員となった人の正社員への登用が困難な状況にあることから、その負の影響は大きいと考えられる。このような状況を回避し、男女ともに長期的な

キャリア形成を可能とするには、男女関わりなく残業を前提としない働き方を徹底し、勤務がある日においても男性が家事を行う時間を平均して1日3時間は捻出できるようにすることによって、男女がともに正社員を継続できる職場環境を整備することが重要である。

## 2 末子年齢20歳未満の子どもがいる共働き夫婦の年次有給休暇取得率

末子年齢20歳未満の子どもがいる共働き夫婦の年次有給休暇取得率をグラフにしたのが図表5である。この結果を見ると妻の就業形態にかかわらず、男性の年次有給休暇取得率は30-39歳がピークで妻が正社員の場合に63.2%、妻が非正社員の場合に55.3%と6割前後の取得率であるものの、40歳代以降は大幅に低下し、50-59歳では妻の就業形態にかかわらず30%台まで低下している一方で女性は自身の就業形態にかかわらず、20歳代から50歳代のいずれの年代においても年次有給休暇取得率が6割を超えている。

妻が正社員の夫婦の状況についてももう少し詳細に見てみると、乳幼児を抱えていることが多いであろう30-39歳では前述の通り男性が63.2%であるのに

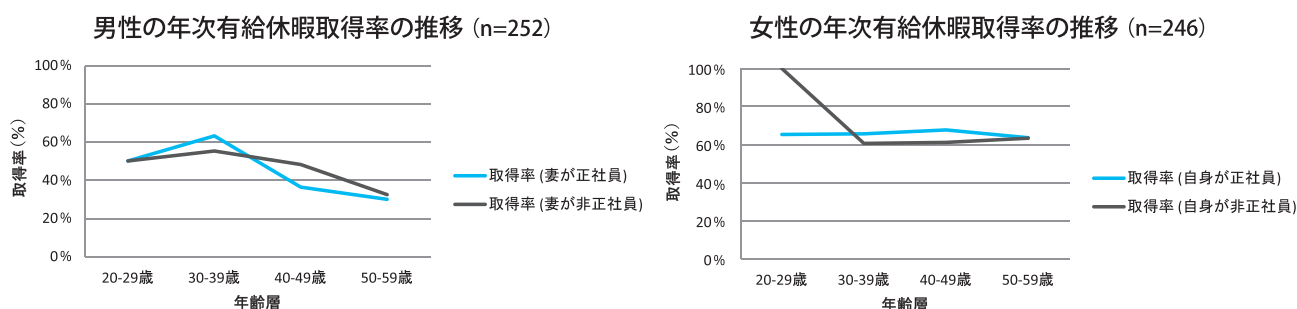


対し女性が65.6%となっておりほぼ同等の取得率である一方で、40-49歳になると、男性が36.4%と大幅に低下するのに対し女性が67.7%と2%ポイント上昇する結果となっており、男女間の年次有給休暇取得率に大きな差が出ている。このような結果となる背景について、本調査結果からは明らかでないが、考えられる要因としては、子どもが年少である30歳代では急な病気への対応等のため母親の年次有給休暇だけでは足りないため父親が仕方なく年次有給休暇を取得している、年齢が上がると男性の職場における地位が上がり男性が休みにくくなる(女性は40歳代になっても管理職等の責任ある地位に就いている人が少ない)、保育園と異なり専業主婦世帯も多い小学校・中学校などの学校行事には父親が参加しづらくなる、世代による性別役割分担意識の変化<sup>10</sup>によって若年層の方が性別役割分担意識が低く男性が家事育児に

積極的である等が考えられる。

なお、男性の年次有給休暇取得率を年代別に比較してみた場合、30-39歳では、上述のとおり男性(妻が正社員)の取得率の高さが際立っているが、40-49歳、50-59歳では男性(妻が非正社員)の方が男性(妻が正社員)よりも取得率が高くなっている。この背景についても本調査結果からは明らかではないものの、その要因としては、女性(自身が非正社員)では昨年度は働いていない/年次有給休暇を付与されていないと回答している割合がそれぞれ30-39歳で20.5%、40-49歳で12.4%いることに加え、非正社員の場合には正社員と比較し年次有給休暇の付与日数が少ないことが多いことなどから、妻が年次有給休暇を取得しやすい男性(妻が正社員)の場合と比較して結果的に夫が年次有給休暇を取得せざるを得ない状況がより多く生じている可能性が示唆される。

図表5 年次有給休暇取得率の推移(末子年齢20歳未満)(性、妻の就業形態、年代別)



(備考)「全て取得した」と「おおよそ取得した」と回答した人の年次有給休暇取得率を100%、「半分くらい取得した」を50%、「あまり取得しなかった」と「まったく取得しなかった」を0%に換算して年次有給休暇取得率を算出。

(出所)第48回勤労者短観の調査結果より、著者作成

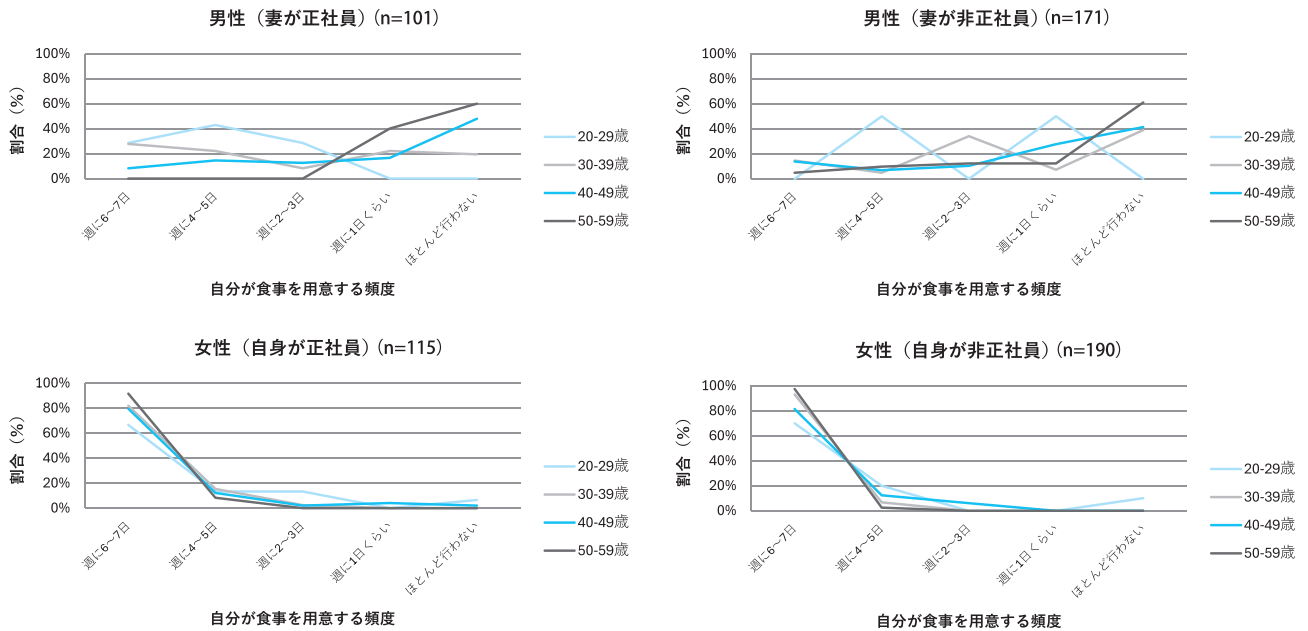
### 3 末子年齢20歳未満の子どもがいる共働き夫婦の食事の用意をする頻度

末子年齢20歳未満の子がいる共働き夫婦に妻の就業形態別に自分が食事を用意する頻度を聞いた結果をまとめたのが図表6である。この結果を見ると、30歳以上の女性では、自身の就業形態にかかわらず8割以上の方が週6~7日食事の用意をしていると回答している一方で、30歳以上の男性の4割が週1日以下であると回答しており、妻の就業形態にかかわらず食事の用意を行っているのは主に女性であることが明らかになった。

ただし、30-39歳については、週に6~7日食事の用意を行っているという回答した男性(妻が正社員)の割合

が27.8%となっており、妻が正社員の場合は食事の用意を夫婦で分担している割合が高くなっていることに注目すべきである。また、妻が非正社員の場合であっても、30-39歳男性の53.7%は週2~3日以上食事の用意を行っているという回答しており、30-39歳では、男性が料理を行うことに対する抵抗感が少なくなっていることが見てとれる。

図表6 食事の用意をする頻度（末子年齢20歳未満）（性、妻の就業形態、年代別）



(出所)第48回勤労者短観の調査結果より、著者作成

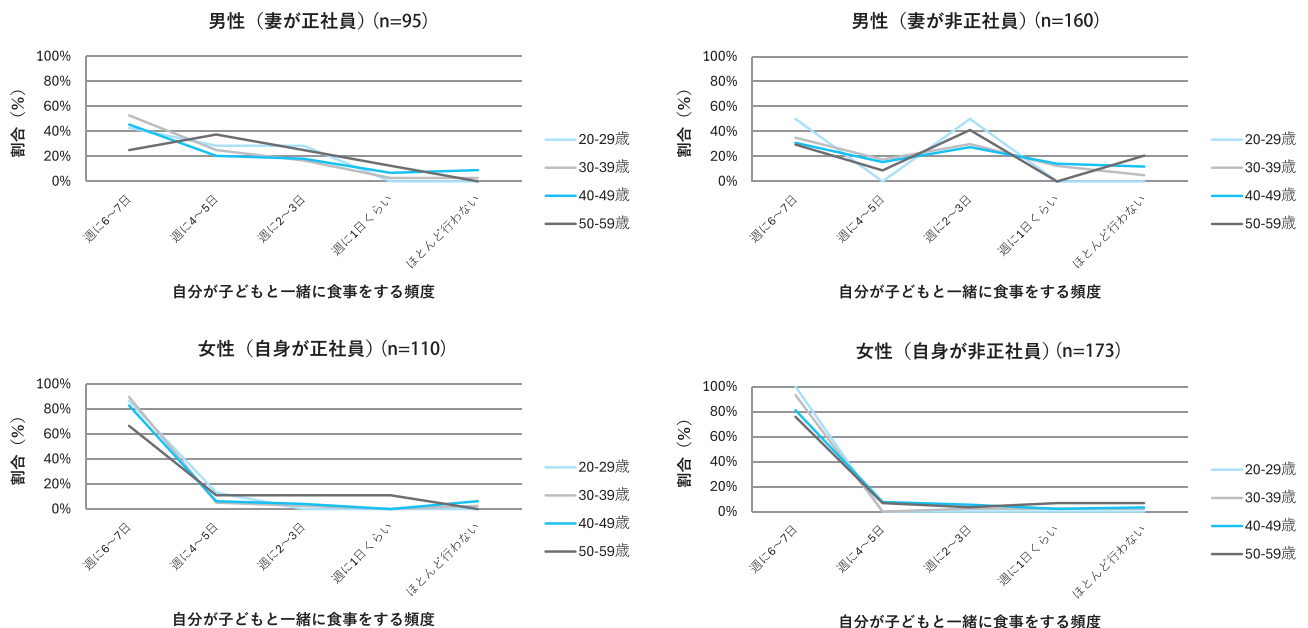
#### 4 末子年齢18歳未満の子どもがいる共働き夫婦の子育ての頻度

##### (1) 子どもと一緒に食事をする頻度

末子年齢18歳未満の子どもがいる共働き夫婦に自らが子どもと一緒に食事をする頻度を聞いた結果が図表7である。この結果を見ると、週に6~7日子ども

と一緒に食事をする頻度について、男性について見てみると、妻が正社員の場合には30-39歳で52.8%、40-49歳で45.5%となっている一方で、妻が非正社員の場合には30-39歳で35.0%、40-49歳で31.0%となっている。一方、女性について見てみると、正社員女性が30-39歳で89.7%、40-49歳で83.0%となっており、非正社員女性が30-39歳で93.2%、40-49歳で81.1%となっており、就業形態による大きな違いは見られない。

図表7 子どもと一緒に食事をする頻度（末子年齢18歳未満）（性、妻の就業形態、年代別）



(出所)第48回勤労者短観の調査結果より、著者作成

この調査結果からは、週に6~7日子どもと一緒に食事をする頻度については、女性では自身の就業形態による大きな違いは見られず、子どもが小学生や就学前であることが想定される30-39歳ではいずれの就業形態であっても約9割、40-49歳でも約8割という結果となっており、多くの女性が毎日子どもと一緒に食事をしていることが分かる。一方、男性ではその割合が大きく低下しており、妻が正社員の場合であっても6割弱、妻が非正社員の場合には3割台にまで低下している。

ただし、妻の就業形態別に男性が子どもと食事をする頻度の違いに注目すると、男性(妻が正社員)では、30-39歳の77.8%、40-49歳の65.9%が週に4日以上子どもと一緒に食事をしていると回答しており、勤務のある日のうち2日は子どもと一緒に食事をしていることが明らかになったのに対し、男性(妻が非正社員)では、その割合は30-39歳で52.5%、40-49歳で46.4%まで低下する一方で、週に2~3日と回答した者の割合が30-39歳で30.0%、40-49歳で27.4%となっており、勤務のある日に子どもと一緒に食事をする事ができない人の割合が高くなっていることが分かる。

## (2) 子どもの身の回りの世話をする頻度

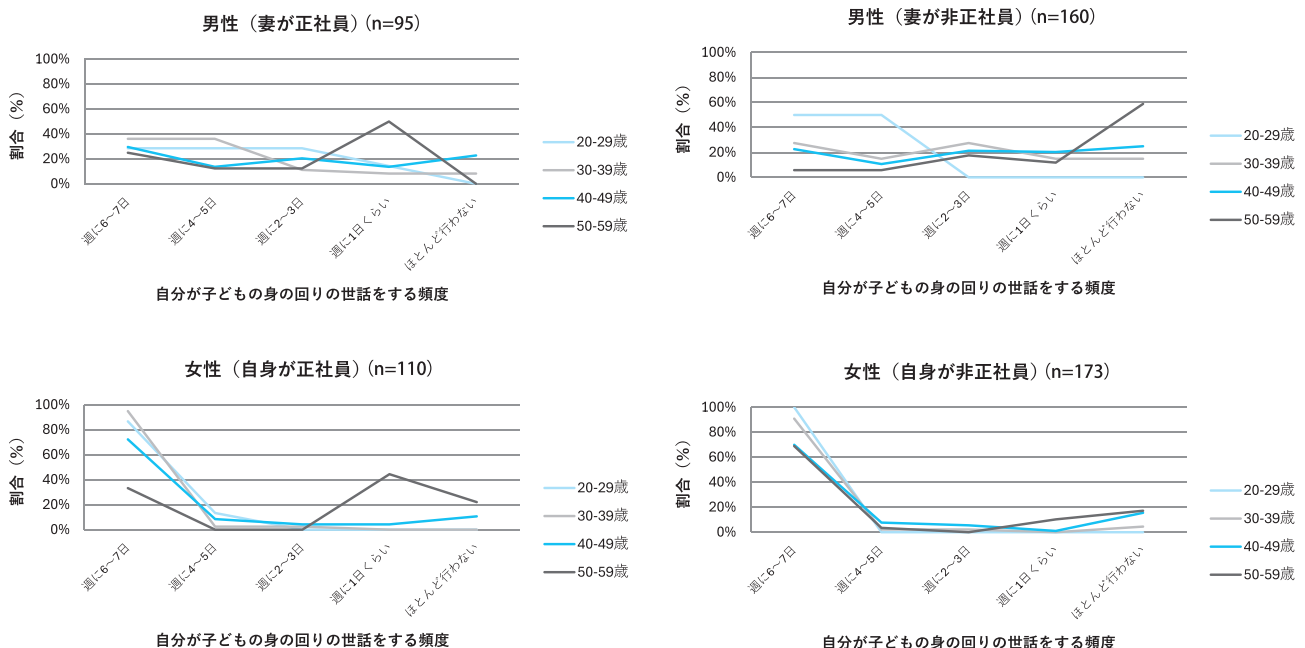
末子年齢18歳未満の子どもがいる共働き夫婦に子どもの身の回りの世話をする頻度を聞いた結果が図表8である。この結果を見ると、週に6~7日子どもの

身の回りの世話をする頻度について、男性では、自身が行っていると回答した割合は、男性(妻が正社員)が30-39歳で36.1%、40-49歳で29.5%であるのに対し、男性(妻が非正社員)は30-39歳で27.5%、40-49歳で22.6%となっており、妻が正社員の場合と比べて低くなっている。一方、女性では、自身が行っていると回答した割合は、女性(自身が正社員)が30-39歳で94.9%、40-49歳で72.3%、女性(自身が非正社員)が30-39歳で90.9%、40-49歳で70.0%となっており、ここでも自身の就業形態による大きな違いは見られない。

この調査結果からは、女性については、自身の就業形態にかかわらず、子どもが小学生や就学前であることが想定される30-39歳では約9割、40-49歳でも約7割がほぼ毎日子どもの身の回りの世話をしていることが分かる一方で、男性については、週に6~7日子どもの身の回りの世話をする割合は、その割合が一番高い妻が正社員である30-39歳の男性であっても36.1%となっており、女性と比べるとその割合が著しく低下することが分かる。

ただし、週4日以上子どもの世話をしている割合を見てみると、男性(妻が正社員)では30-39歳で72.2%、40-49歳で43.2%、男性(妻が非正社員)では30-39歳で42.5%、40-49歳で33.3%となっており、妻が正社員である30-39歳の男性については、毎日ではないにせよ、勤務がある日に子どもの身の回りの世話をしている割合が他のグループと比べると突出して高いことは注目に値する。

図表8 子どもの身の回りの世話をする頻度 (末子年齢 18 歳未満) (性、妻の就業形態、年代別)



(出所)第48回勤労者短観の調査結果より、著作作成

## 5 まとめ

子どもを育てるに際しては、日々の子どもの世話を子どもが起きている時間帯に行くだけでなく、時には勤務日の日中に子どもの病気の看病を行ったり、学校行事等に参加したりすることが求められる。これらのことは、日本的雇用慣行の下で無限定な働き方を求められる正社員の働き方とは両立しづらいことから、これまで主に女性が自身の働き方を調整し、育児短時間勤務制度を利用したり、非正社員になったりすることで仕事と子育ての両立を図ってきた。本報告は、このような状況について、年代や妻の就業形態によって何らかの違いがあるかについての詳細な分析を行うため、年次有給休暇の取得率とともに、家事・子育てに関わる事項のうち、子どもが起きている時間に行く必要がある、すなわち、残業をせずに、あるいは早めに切り上げて帰宅することが求められる食事の用意、子どもと一緒に食事をする、子どもの身の回りの世話に着目して、性、妻の就業形態、年代別に分析を行った。

分析結果は、妻の就業形態にかかわらず、これらの家事・育児に関する負担が女性に重くのしかかっている現状を裏付ける結果となった。女性が日々の子どもの世話を一手に引き受けている場合、当該女性は、急なトラブル等に対応できないことを理由として責任ある仕事を任せてもらえなくなったり(あるいは自ら回避することを余儀なくされたり)、業務上、時には必要が出てくる夜間の会食や泊まりがけの出張などの職務経験の機会を失ったりすることにもつながりかねず、長期的なキャリア形成に負の影響を与える可能性が高いことは容易に推測できる。この点、今回の分析結果では、妻が正社員である30-39歳の男性については、妻が非正社員である男性や40歳以上の男性と比べて、仕事時間を8時間以上9時間未満に抑えている割合が顕著に高いだけでなく、年次有給休暇の取得率や家事・子育てに関わる事項を行う頻度もかなり高くなっていることが明らかになったことは注目に値する。妻が正社員である30代の共働き夫婦については、夫が残業を控えて早めに帰宅したり、年次有給休暇を取得したりすることで、夫婦で協力して家事・育児を行う体制を整え、妻のキャリア形成も大事にしている姿が窺えるからである。今後このような状況が一般的となり、子どもを産むことを「子育て罰」と揶揄するような状況が克服されることが強く望まれる。

なお、昨年改正された育児・介護休業法は、柔軟な働き方を実現するための措置の対象となる子を現行

の3歳になるまでの子から小学校就学前の子に拡大するとともに、3歳に満たない子を養育する労働者に対する個別の意向の聴取と配慮等に関する規定が新設された(2025年10月1日施行)。今回の改正により、両立支援制度を利用するかしないかの二者択一ではなく、夫婦ともにその時々状況に応じて個々の労働者の意向を踏まえた柔軟な働き方を行うことができるようになることを大いに期待したい。ただし、昭和の時代と異なり地域の見守り力が低下し、放課後に小学生を1人にさせておくことには限界がある現代においては、柔軟な働き方を実現するための措置の対象となるべき子の年齢については更なる引上げが必要であることを強調しておきたい。子どもの有無、年齢にかかわらず、生涯を通じてこのような柔軟な働き方を実現することが、最終的には、中高年期に生じてくる可能性がある老親の介護や自身の病気への対応に加え、リスクリングのための時間の捻出等様々なライフステージに対応することが可能となり、豊かな職業人生につながるものと思われる。

- 1 連合総研(2025)『DIO』406, 3頁以下
- 2 連合総研(2025)『DIO』404, 27頁以下
- 3 夫婦ともに非正社員又は妻が正社員で夫が非正社員の夫婦のサンプル数は極めて少なかったため、本稿では分析を行っていない。
- 4 自身が正社員である60-64歳女性、末子年齢20歳未満の子がいる妻が非正社員である60-64歳男性、末子年齢18歳未満の子がいる60-64歳女性のサンプル数は0である。
- 5 生計同一の子がいる場合、末子の年齢にかかわらず炊事・洗濯等の家事負担が生じることからここでは末子年齢については問うていない。
- 6 ここでいう仕事時間には、準備・片付け・移動、昼休み・休憩時間も含まれるが、通勤時間は含まない。
- 7 ここでいう家事時間には、炊事・洗濯・掃除、買い物、子どもの世話、家庭雑事、家族の介護等が含まれる。
- 8 育児・介護休業法により、3歳未満の子供を養育する労働者について、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む短時間勤務制度を講じることが義務付けられている(同法第23条第1項、同施行規則第74条第1項)。
- 9 「男女共同参画社会に関する世論調査」(2023年3月)(<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-danjo/>)によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成している男性の割合は、20-29歳で18.1%、30-39歳で23.1%、40-49歳で28.0%、50-59歳で31.9%、60-69歳で33.6%となっており、年代が下がるごとに性別役割分担意識が弱くなっていることが分かる。
- 10 脚注9参照。